

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準における「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」を次のとおり公告し、平成29年11月17日の許可申請分から適用します。

平成29年10月17日

京都市長 門川大作

1 事業の施行が近い将来に見込まれる区域等

	都市計画 番号	都市計画 施設名	区間又は町名	延長 又は 面積	担当課
1	I・III・11号	国道9号線	右京区西院月双町～ 右京区西京極浜ノ本町	約670m	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
2	4・3・282号	淀城跡公園	伏見区淀本町地内	約1.7ha	建設局 みどり政策 推進室

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課  
電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)